

奈良工業高等専門学校旅費支給規程

平成16年4月1日制定

平成21年4月1日改正

平成23年4月1日改正

(目的)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における旅費の支給については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（平成16年規則第49号、以下「旅費規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費取扱規則（平成16年規則第51号、以下「旅費取扱規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費実施細則（平成16年規則第50号、以下「旅費実施細則」という。）及びその他の法令に基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(旅行命令)

第2条 旅費規則第4条第3項により申出を行った旅行については、旅費システムより旅行（命令）書を出力し、総務課に提出するものとする。

(旅行報告)

第3条 旅費規則第14条による報告は、旅費システムより出力した旅行報告書を、総務課に提出するものとする。

(仮払い請求)

第4条 旅費規則第15条第1項により旅費を概算により仮払請求する場合は、原則として出発日の45日前までに旅行（命令）書及び旅費の計算に必要な書類を、総務課に提出するものとする。

(近郊地域の範囲)

第5条 旅費規則第26条及び旅費取扱規則第9条第1項による近郊地域とは、別表の色付の市町村とする。

(内国旅行における航空機の利用)

第6条 旅費取扱規則第7条による内国旅行における航空機の利用については、下記の条件の1つを満たしていなければならない。

- 一 鉄道等陸路及び水路による旅行に比べ、航空機を利用した方が経済的である場合
- 二 災害その他により、陸路等による移動が困難である場合。

(公用車の範囲)

第7条 旅費取扱規則第11条第7号における公用車は、本校が用意した自動車を含む。

(旅行の起点)

第8条 旅費実施細則第5条による本校を出発箇所とする最寄り駅とは、「奈良交通バス停留所 奈良高専前」とする。

(雑則)

第9条 この規程により難い特別の事情があると認められるときは、別途協議する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、奈良工業高等専門学校旅費支給内規（昭和42年10月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

